

都教組 元気な家族の必需品

自転車保険*

弁護士
プラス

*団体総合生活保険(自転車事故傷害危険のみ補償特約付帯傷害補償・個人賠償責任補償特約・弁護士費用等補償特約(人格権侵害等))

自転車による自分のケガも

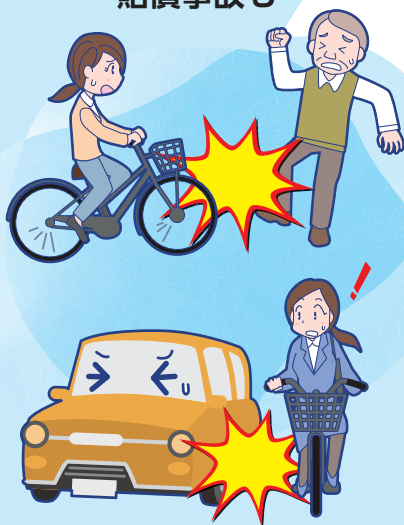


今回から
弁護士費用付きに
リニューアル!
これで
被害事故*も安心!

※相手が自動車の場合を除きます。

家族も全員補償で
掛金は
年額7,470円

賠償事故も



自転車による被害事故・
日常生活の被害事故の
交渉・相談も



さくるん

退職後も続けられます

東京の教職員14,000人以上が加入

被害事故に備えて

弁護士費用付き

国内の賠償責任の補償金額は

無制限 + 示談交渉
サービス付き

自転車事故による
ケガの補償は手厚く

通院1日につき 3,000円



[引受保険会社]

東京海上日動



東京都教職員組合
都教組共済



[取扱代理店]

桜保険事務所

自転車保険

**弁護士
プラス**

これ一つで**家族全員**の
自転車事故を補償します。

1 弁護士費用付きで被害事故にも対応。 **NEW**

2 日常生活での賠償事故も対応します (業務中は含みません)。
国内の賠償責任の補償金額は無制限+示談交渉サービス付。

3 自転車事故によるケガの補償は手厚く
大ケガに結びつきやすい自転車事故の特徴に合わせた保険です。

電話相談サービス

- いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル
- メディカルアシスト (緊急医療相談等)
- 介護アシスト (電話介護相談等)
- デイリーサポート (法務・税務相談等)

補償項目	補償金額		
	ご本人 ^{※1}	配偶者 ^{※2}	左記以外のご家族 ^{※3}
死亡・後遺障害	500万円	500万円	400万円
入院保険金日額	6,000円	6,000円	5,000円
通院保険金日額	3,000円	3,000円	3,000円
手術保険金 ^{※4}	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術:入院保険金日額の5倍		
個人賠償責任	国内:無制限(示談交渉サービスつき) / 国外:1億円(示談交渉サービスはありません)		
弁護士費用	300万円		
年間掛金	7,470円		

- ※1 被保険者ご本人は加入依頼書の被保険者ご本人欄に記載される方で、原則として教職員本人とその退職者として。特に定められる場合は都教組共済までお問い合わせください。
- ※2 配偶者:法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。))にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。
- a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)。b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- ※3 ご本人・配偶者の同居の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族(配偶者を含みません。))、別居の未婚の子(婚姻歴がない方)のことです。
- ※4 傷の処置や抜歯等のお支払いの対象外の手術があります。

NEW

弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)

日本国内において自転車による被害事故や、日常生活で名誉・プライバシーを侵害されたことで、法律相談や相手との交渉を弁護士等に依頼したことにより弁護士費用または法律相談費用を負担したとき等。



歩行中、自転車にぶつけられケガした。



スーパーの床が濡れており滑ってケガをした。



SNSで誹謗中傷され精神的苦痛を受けた。



ストーカー被害により精神的苦痛を受けた。

●お支払いする保険金の内容

国内において、急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢^{※1}・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ^{※2}等により精神的苦痛を被った場合^{※3}に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

※1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

※2 職場でのいじめ・嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

※3 警察へ提出した被害届や学校の相談窓口への届出等、その事実を客観的に証明できる場合にかぎりです。

電話相談
サービス

- いじめ、嫌がらせや痴漢被害・冤罪に関する対応方法を弁護士に電話で相談いただけます。
- 医療・介護や法律税務相談等のサービスもご利用いただけます。



こんなときに保険金をお支払いします

(詳細は添付の補償の概要等をご覧ください。)

日本国内において自転車に乗っている間の事故。歩いているときに、自転車にぶつけられた事故



自転車同士がぶつかって入院・通院した



自転車搭乗中に転倒して入院・通院した



自転車で走行中、自動車にはねられ、後遺障害が生じた



歩行中、自転車にぶつけられ入院・通院した

●お支払する保険金の内容

死 亡 保 険 金※

ケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に不幸にして亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

後遺障害 保 険 金※

ケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残された場合には、その程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4～100%までお支払いします。

入 院 保 険 金

ケガのため、医師等の治療を必要とし入院されたときは、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。

通 院 保 険 金

ケガのため、医師等の治療を必要とし事故発生からその日を含めて180日以内に通院されたときは、通院日数(往診日数を含む)に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。

手 術 保 険 金

ケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けた時に所定の金額の保険金をお支払いします。(傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。)

※死亡保険金、後遺障害保険金については、一事故についてご契約金額(死亡・後遺障害保険金額)が限度となります。

保険金をお支払いできない主な例

(ケガに対する補償の場合)

- ①故意または重大な過失によるケガ
- ②自殺行為、闘争行為または犯罪行為によるケガ
- ③自転車による競技、興行中(練習中を含む)のケガ
- ④地震、噴火、これらによる津波、戦争、暴動などによるケガ
- ⑤むちうち症または腰痛などで、医学的他覚所見のないものなど

この保険で補償されるご自身の「ケガ」とは

- ①日本国内において、「自転車」に搭乗中の被保険者(保険の対象となる方)が「急激かつ偶然な外来の事故」によって生じた「ケガ」をいいます。
- ②日本国内において、自転車に搭乗していない被保険者が、運行中の自転車との衝突・接触等によって生じた「ケガ」をいいます。

ケガの補償

日本国内外を問わず自転車事故はもちろん、日常生活中(業務中を含みません)の事故で他人を怪我させたり他人の物を壊したりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担されたとき等。



自転車で歩行者にケガをさせた



自転車で走行中、停車している自動車にぶつかりキズを付けた



自宅マンションにてトイレから水が溢れ出し、階下に水濡れ被害を与えた



借りた鞆を盗まれた

示談交渉サービス

国内での事故に限り示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

*示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者および相手の方の同意が必要となります。また、訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。

●お支払する保険金の内容

損害賠償金

- 被害者の治療費、ケガに対する慰謝料、修繕費など
 - 国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*を国内外で壊したり盗まれた時等の損害賠償
 - 線路内に立ち入り、電車を運行不能にしまった時の損害賠償
- *携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

費 用

- ①裁判費用、弁護士費用など
- ②応急手当等の費用、護送費用など

ご注意ください 出張中など業務中の賠償事故は対象外です。

注)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などで、同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる場合がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。

保険金をお支払いできない主な例

- ①職務遂行に直接起因する事故
- ②故意で起こした事故
- ③同居の親族に対する損害賠償責任
- ④地震、噴火、これらによる津波、または、核燃料物質の有害特性による事故 など

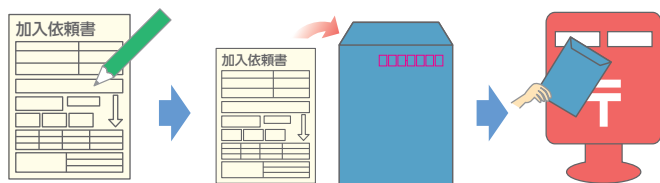
賠償責任の補償

※保険料は、前年の合計ご加入者数が10,000名以上(団体総合生活保険「ベスト」も含みます。)の場合の団体割引30%を適用しております。また、傷害補償の部分には大口団体契約割引10%が適用されています。

自転車保険加入・更新のお手続きについて

新たに加入される方

- ① セットの「加入依頼書」に必要事項をご記入ください。
- ② 職場ごとの返信用大封筒(ブルー)に入れてください。
- ③ 都教組共済あてにご返送ください。



※「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

現在加入されている方

- ご自宅に更新の書類が送られます。募集締切りまでに特にお申し出がなければ、今年度の募集パンフレット等に記載の内容で自動継続させていただきますので、提出は不要です。
- ご申告された内容のご変更や、加入取りやめの場合はお手続きが必要です。
- 今回更新いただく内容・保険料に改定があります。補償内容等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので今年度のパンフレット等とあわせてご確認ください。※再任用・会計年度任用職員の方は、払込票によるお手続きが必要となります。

加入資格… 東京都採用の小・中学校の教職員とその退職者(都費会計年度任用職員を含む)

保険期間… 2022年12月1日16時～2023年12月1日16時

募集締切り… 2022年9月30日必着

掛金とお支払いについて… 年間掛金 7,470円

12月給与より一括で引取りさせていただきます。お支払いいただく年間掛金7,470円のうち6,800円は保険料として東京海上日動に支払い、670円は都教組共済の制度運営費となります。

※2023年3月末定年退職の方は12月給与からの7,470円一括控除になります。早期退職予定の方は9月30日までに申し出ください。

この保険は、東京都教職員組合(都教組)を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として都教組が有します。

現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

この保険での「ご家族」とは

ご本人、配偶者、同居の親族、別居の未婚の子(婚姻歴のない方)です。生計の同一は問いません。

※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人^{*1}が未成年者または上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方を含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります)。

※1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

この保険での自転車とは

ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車(レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の三輪以上の車を除きます)およびその付属品(積載物を含みます)をいいます。

重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」)を入れています。ご加入手続き前に必ずお読みください。

《個人情報の取扱いについて》「都教組自転車保険」は、東京海上日動火災保険株式会社を引受保険会社とする「団体総合生活保険」により運営・実施しています。東京海上日動火災保険株式会社は、「都教組自転車保険」が円滑かつ適正に運営されるために加入者の個人情報を利用し、ご加入者の個人情報について注意喚起情報の「個人情報の取扱いに関する説明事項」に記載のとおり取り扱います。また、この「都教組自転車保険」はあくまでも都教組が責任をもって導入したものです。都教組としては、都教組共済で実施している各種制度のご案内以外にご加入者の個人情報を利用することはありませんので安心してご加入ください。

※お支払いいただく年間掛金7,470円のうち6,800円は保険料として東京海上日動に支払い、670円は都教組共済の制度運営費となります。



事故にあわれたときは…

- 事故にあわれたときは、ただちに指定代理店・桜保険事務所へお知らせください。ただちにご連絡いただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
- 事故のご連絡をいただいた場合は、桜保険事務所または東京海上日動より保険金請求(保険金請求に関してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など)のご案内をいたします。
- 賠償事故でご本人が示談する場合、事故の処理・示談などにつき必ず桜保険事務所にご相談ください。示談は事前に東京海上日動の承認が必要です。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

ご加入手続きのお問い合わせは

制度運営先

東京都教職員組合・都教組共済

TEL/03-3234-8132

受付時間/平日 11:00～17:00

〒102-0084

千代田区二番町12-1 エデュカス東京4F

教職員の
くらしと
権利を守る!

保険料・補償内容のお問い合わせは

取扱代理店:桜保険事務所

〒188-0011

西京市田無町3-2-17

TEL/042-467-4152

ホームページ・お問い合わせは

桜保険

検索



受付時間/月～金9:30～17:30 土曜日9:00～16:00

休業日/日・祝日、12/31～1/3

※新型コロナウイルス感染症対策のため、予告なく受付時間を変更させていただく場合があります。

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

担当課:公務第2部文教公務室 03-3515-4133